

障害者自立支援給付支払等システムについて

令和6年3月21日

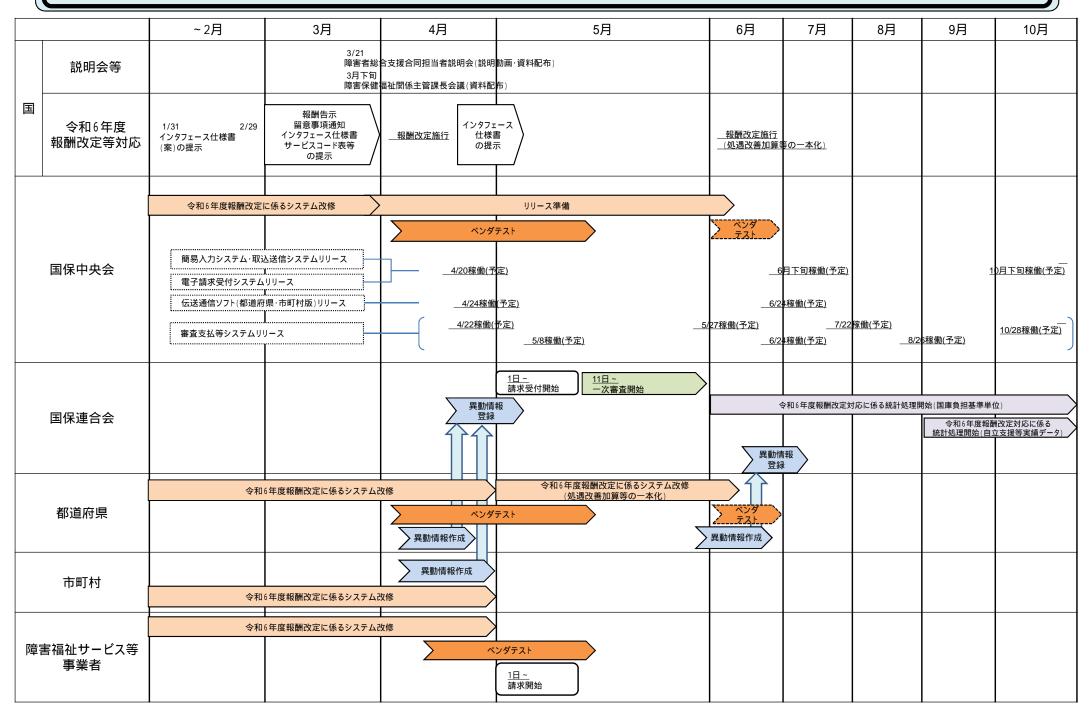
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1.システム関係の今後のスケジュール

このページは空白です。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等及び審査支払事務システム関係スケジュール



- < 令和6年4月・6月報酬改定等以外の障害者自立支援給付支払等システムの対応予定について >
- (1)処遇改善臨時特例交付金の算出等事務について 都道府県が実施主体である「福祉・介護職員処遇改善支援事業」について、都道府県より国保連合会が委託を受け、交付金の算出事務等を令和6年6月~9月に実施いただく。
- (2)国保連合会おける一次審査の判定レベル見直しについて(警告からエラー(返戻)への移行) 報酬算定ルールに則していない請求情報について、国保連における一次審査の判定レベルを、平成30年度より 段階的に「警告」から「エラー(返戻)」に移行する対応を実施している。令和6年度においても、報酬改定等により 追加されるチェックについて、判定レベルの移行を実施する。 (詳細については、「3 - 2 . 警告からエラーへの移行について」参照)
- (3)自立支援等実績データ(統計)の提供時期について 自立支援等実績データについては、サービス提供年月の3カ月後に国保連合会より自治体等へ提供している。 (自治体が統計事務を国保連合会へ委託している場合) 報酬改定後の令和6年4月サービス提供分以降の自立支援等実績データについては、令和6年9月に4月~6月 サービス提供分をまとめて国保連合会より自治体へ提供されるのでご留意いただきたい。
- (4)令和6年度に対応を予定しているシステム改修について 以下の内容について、令和6年度にシステムの対応を行う予定である。また、インタフェース仕様書については、 令和6年下期に発出を予定している。
 - ・同一世帯に複数の障害児がいる場合の上限額管理結果票の電子化
 - ・就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化
- (5)その他

令和7年10月に施行する就労選択支援サービスについては、令和7年度にインタフェース仕様書等を発出する予定である。

2. 令和6年度報酬改定等への対応について

このページは空白です。

このページは空白です。

(1)項目の追加について

令和6年度報酬改定等により、基本報酬、加算及び減算が新設されることから、事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおり新たな項目を創設する。

そのため、当該加算等の算定要件を満たす事業所、または障害児施設については、令和6年4月以降、追加された項目に値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「令和6年4月より追加される新たな項目一覧」を参照。

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(1/10)

対象情報	設定可		なコード値	備考
入り多い日刊		令和6年3月以前	令和6年4月以降	MH '5
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	·特定事業所(経過 措置対象)区分	設定不可	1:非該当 2 <u>:該当</u>	以下のサービスが対象。 ・居宅介護 ・行動援護
				居宅介護は、特定事業所加算「」「」 「」、行動援護は、特定事業所加算「」 「」「」「」を <u>経過措置対象として算定</u> <u>する場合、「2.該当」を設定する。</u>
	·地域移行支援体制 加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	·地域移行支援体制 (定員減少数)	設定不可	前年度において地域生活 が6月以上継続している 者が1人以上いる事業所 であって、利用定員を減少 させた人数を設定	以下のサービスが対象。 ·施設入所支援
	·夜間看護体制(看 護職員配置数)	設定不可	<u>夜間の看護職員の配置人</u> 数を設定(<u>)</u>	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援 <u>看護職員1に加えて配置した人数を設</u> 定する。(看護職員2人配置 「1」と設定)

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(2/10)

対象情報	话日夕	設定可能	なコード値	/#. **
	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	·常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)	設定不可	看護職員の常勤換算員数 を設定	以下のサービスが対象。 ·生活介護
	·目標工賃達成の有 無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ·就労継続支援B型
	· 支援体制構築未実 施減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ·就労定着支援
	・中核的人材配置体 制の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助
	·移行支援住居体制 (自立生活支援加算 ())の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助
	·栄養改善加算の有 無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・生活介護
	・地域移行等意向確 認体制未整備減算 の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
				異動年月日の年月が令和8年3月以前の場合、"0"または"NULL"を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(3/10)

対象情報	话口夕	設定可能	なコード値	/#
	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	·地域移行支援体制 加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	·高次脳機能障害者 支援体制加算の有 無	設定不可	1:無し 2:有り 計画相談支援の場合、コード値は以下の通りとする。 1:無し 2: 3:	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・対労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・計画相談支援
障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	·経過措置対象区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 <u>令和8年度末までの間、児童発達支援</u> センターにおいて、改正前の基準による報 酬を算定する場合には「2.該当」を設定す <u>る。</u>
	·支援プログラム未 公表減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(4/10)

対象情報	百日夕	設定可能	なコード値	/# **
	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
障害児施設異動/訂正連絡票 情報(サービス情報)	・送迎加算(医ケア) の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・個別サポート加算	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・放課後等デイサービス
	・視覚・聴覚言語障 害児支援加算の有 無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	·多職種連携支援加 算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> 2:有じ	以下のサービスが対象。 ·保育所等訪問支援 ·居宅訪問型児童発達支援
	・小規模グループケ ア体制(サテライト 型)の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ·障害児入所支援
	·要支援児童加算 ()の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有じ</u>	以下のサービスが対象。 · 障害児入所支援 · 医療型障害児入所支援
	·高次脳機能障害児 支援体制加算の有 無	設定不可	1:無し 2: 3:	以下のサービスが対象。 ·障害児相談支援

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(5/10)

対象情報	百日夕	設定可能	なコード値	/
	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
障害児施設異動/訂正連絡票 情報(サービス情報)	· 中核機能強化加算 区分	設定不可	1:無し 2: 3: 4:	以下のサービスが対象。 · 児童発達支援
	·中核機能強化事業 所加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・人工内耳装用児支 援加算の有無	設定不可	1:無し 2: 3: <u>放課後等デイサービスの</u> 場合、コード値は以下の通 りとする。 1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・共生型サービス体 制強化加算(医療的 ケア)の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	·食事提供加算区分	設定不可	1:無し 2: 3:	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(6/10)

社会性 担	话口夕	設定可能	なコード値	/#
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動/訂正連絡票情報(サービス情報)障害児施設異動/訂正連絡票情報(サービス情報)	・虐待防止措置未実施減算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが重度包括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(7/10)

社会 棒却	话口夕	設定可能	 なコード値	/#
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動/訂正連絡票情報(サービス情報)障害児施設異動/訂正連絡票情報(サービス情報)	・身体拘束廃止未実施減算の有無	設定不可	1:無し 2:有り 上活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援(養成施設)、 就労継続支援A型、就労継 続支援B型の場合、コード値は以下の通りとする。 1:無し 2:有り(障害者支援施設以外) 3:有り(障害者支援施設)	以・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(8/10)

计会性却	대名桂起 T百日夕		なコード値	/##
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動/訂正連絡票情報(サービス情報)障害児施設異動/訂正連絡票情報(サービス情報)	・情報公表末報告減算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが重度的括 ・行行 で介護 ・重度包括 ・一定の分護 ・重度包括 ・一定の分 で ・一定の分 で ・一定の分 で ・一定の分 で ・一定の分 で ・一定の分 で ・一にの分 で ・一にの分 で ・一にの分 で ・一にのから ・一にのから ・一にのから ・一にのから ・一にのから ・一にのから ・一にのののののののののののののののののののののののののののののののののののの

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(9/10)

计会性却	百口夕	設定可能	なコード値	/# **
」 対象情報 	対象情報 項目名 	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動/訂正連絡票情報(サービス情報)障害児施設異動/訂正連絡票情報(サービス情報)	・業務継続計画未策定減算の有無	設定不可	1:無し 2:有リ	以下のサービスが対象。 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・自立訓練(生活調練) ・就労移行支援(養成施設) ・就労移続支援B型 ・就労継続達支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支援・支

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(10/10)

対象情報	西口夕	設定可能なコード値		/##
	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	· 入浴支援加算の有 無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・地域生活支援拠点 等機能強化体制の 有無	設定不可	<u>1:非該当</u> <u>2:該当</u>	以下のサービスが対象。 ・自立生活援助 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援
	・地域体制強化共同 支援体制の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・計画相談支援 ・障害児相談支援 異動年月日の年月が令和6年4月以降 かつ、「地域生活支援拠点等区分」が「2:該 当」の場合、「1:無し」を設定する。
	·障害者支援施設等 感染対策向上加算 の有無	設定不可	1:無し 2: 3: 4: ・	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・障害児入所支援
	·予備1	設定不可	設定不可	すべてのサービスが対象となる。 異動年月日が令和6年4月以降の場合、
	·予備2	設定不可	設定不可	"0"または"NULL"を設定する。 令和6年6月報酬改定にて使用予定。

(2)項目名の切り替えについて

令和6年度報酬改定等により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、事業所異動/訂正連絡票情報について、以下のとおり設定する項目名の切替えを行う。

これに伴い、当該加算等の算定要件を満たしている事業所、または障害児施設については、令和6年4月以降、新たな項目を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「令和6年4月より名称を切り替える項目一覧」を参照。

令和6年4月より名称を切り替える項目一覧(1/2)

対象情報	社会桂起 1百日夕		なコード値	 備考
メリタバ 月 千収	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	福 写
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	【令和6年3月以前】 ・重度障害者支援加算の有無 【令和6年4月以降】 ・重度障害者支援加算・の有無	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・施設入所支援
	·人員配置区分	01: 型(6:1 以上) 02: 型(10:1 以上) 03: 型(4:1 以上) 04: 型(5:1 以上) 11:日中支援 型(3:1 以上) 12:日中支援 型(4:1 以上) 13:日中支援 型(5:1 以上)	01:6:1 以上 02:10:1 以上 03:旧 型(4:1 以上) 04:旧 型(5:1 以上) 11:旧日中支援 型(3:1 以上) 12:旧日中支援 型(4:1 以上) 13:5:1 以上	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助 「5.障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて」No.3

令和6年4月より名称を切り替える項目一覧(2/2)

计会性机	百口夕	設定可能	 なコード値	/# **
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
障害児施設異動/訂正連絡票 情報(サービス情報)	【令和6年3月以前】 ・ <mark>職業指導員体制</mark> の 有無	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ·障害児入所支援
	【令和6年4月以降】 ·日中活動支援加算 の有無			
障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	【令和6年3月以前】 ・児童指導員等加配加算()の有無 【令和6年4月以降】 ・児童指導員等加配加算の有無	1:無し 2:専門職員(理学療法士等) 3:児童指導員等 4:その他従業者 5:専門職員(保育士)	1:無し 4:その他従業者 6:常勤専従(経験5年以上) 7:常勤専従(経験5年未満) 8:常勤換算(経験5年以上) 9:常勤換算(経験5年未満) 障害児入所支援の場合、 以下の値を設定する。	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所支援
			1:無し 2:専門職員 3:児童指導員等	

(3)コード値の追加・変更等について

令和6年度報酬改定等により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおり<u>コード値を追加、変更、または削除</u>をする。

これに伴い、当該加算等に係る項目に新たなコード値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票 情報を提出すること。

なお、令和6年3月末時点において当該加算等の算定要件を満たしており、令和6年4月からの新たな区分の要件に該当せず引き続き同様の要件で算定する事業所及び障害児施設について、それ以外の項目に変更がなければ、都道府県から連合会へ改めて異動/訂正連絡票情報を提出する必要はない。

対象の項目については、「令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧」及び「令和6年4月より対象サービスが追加となる項目一覧」を参照。

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(1/6)

対象情報			なコード値	備考
入り多く1月千以	以日 石	令和6年3月以前	令和6年4月以降	イン・
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・地域区分コード	01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 07:七級地 20:その他 21:一級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設) 24:四級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設)	01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 07:七級地 20:その他	経過的サービスの終了に伴い、旧障害児施設の地域区分コードを削除。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所支援

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(2/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
メリ 多く 1月 千収	以自 石	令和6年3月以前	令和6年4月以降	M 5
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・施設等の区分	1:一般 2:小規模多機能 3:当該施設が単独施設 4:当該施設に併設する施設 が主たる施設 5:当該施設が主たる施設	1:一般 2:小規模多機能	経過的サービスの終了に伴い、旧障害児施設の区分を削除。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護
		1:当該施設が単独施設 2:当該施設に併設する施設 が主たる施設 3:当該施設が主たる施設	1:当該施設が単独施設	経過的サービスの終了に伴い、旧障害児施設の区分を削除。 以下のサービスが対象。 ・経過的施設入所支援
	·定員区分	1:21人以上40人以下 2:41人以上60人以下 3:61人以上80人以下 4:81人以上 5:20人以下	04:81人以上 05:20人以下 06:21人以上30人以下 07:31人以上40人以下 08:41人以上50人以下 09:51人以上60人以下 10:61人以上70人以下 11:71人以上80人以下	21人~80人までの区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ·生活介護
		01:40人以下 05:41人以上60人以下 06:61人以上80人以下 04:81人以上	01:40人以下 04:81人以上 05:41人以上50人以下 06:51人以上60人以下 07:61人以上70人以下 08:71人以上80人以下	41人~80人までの区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ・施設入所支援

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(3/6)

社会 棒根	话口夕	設定可能なコード値		備考	
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	1佣1号	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	·多機能型等定員区 分(加算)	01:21人以上40人以下 02:41人以上60人以下 03:61人以上80人以下 04:81人以上 05:20人以下	04:81人以上 06:21人以上30人以下 07:31人以上40人以下 08:41人以上50人以下 09:51人以上60人以下 10:61人以上70人以下 11:71人以上80人以下 12:5人以下 13:6人以上10人以下 14:11人以上20人以下	21人~80人までの区分を細分化したコードを追加する。また、20人以下の区分を細分化したコードを追加する。以下のサービスが対象。・生活介護	
		01:40人以下 05:41人以上60人以下 06:61人以上80人以下 04:81人以上	01:40人以下 04:81人以上 05:41人以上50人以下 06:51人以上60人以下 07:61人以上70人以下 08:71人以上80人以下	41人~80人までの区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ·施設入所支援	
	·人員配置区分	01: 型(1.7:1以上) 02: 型(2:1以上) 03: 型(2.5:1以上) 04: 型(3:1以上) 05: 型(3.5:1以上) 06: 型(4:1以上) 07: 型(4.5:1以上) 08: 型(5:1以上) 09: 型(5.5:1以上)	01: 型(1.7:1以上) 02: 型(2:1以上) 03: 型(2.5:1以上) 04: 型(3:1以上) 05: 型(3.5:1以上) 06: 型(4:1以上) 07: 型(4.5:1以上) 08: 型(5:1以上) 09: 型(5.5:1以上) 10: 型(6:1以上) 11: 型(1.5:1以上)	「11: 型(1.5:1以上)」を追加する。また、「11: 型(1.5:1以上)」の追加に伴い、他の項目の名称を変更する。既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。以下のサービスが対象。・生活介護	

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(4/6)

计会性规	百日夕	設定可能	 なコード値	備考
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	福 传
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	·人員配置区分	01: 型(7.5:1) 02: 型(10:1)	01: 型(7.5:1) 02: 型(10:1) 03: 型(6:1)	「03: 型(6:1)」を新設する。また、「03: 型(6:1)」の追加に伴い、他の項目の名称を変更する。 以下のサービスが対象。 ・就労継続支援B型
	・みなし指定の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所支援 経過的サービスの終了に伴い、異動年 月日の年月が令和6年4月以降の場合、 「1:無し」を設定する。
	·福祉専門職員配置 等加算の有無	1:無し 3: 4: 5:	1:無し 3: 4: 5: <u>6: '</u> 7: '	「6: ・」、「7: ・」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(5/6)

から桂和	百口夕	設定可能なコード値		備考
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	1佣/与
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	·常勤看護職員等配 置加算の有無	1:無し <u>2:</u> <u>3:</u> <u>4:</u>	1:無し <u>2:有じ</u>	「3: 」「4: 」を廃止し、「2: 」を「2:有り」に 変更する。 以下のサービスが対象。 ·生活介護
	・視覚・聴覚言語障 害者支援体制加算 の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し <u>2:</u> <u>3:</u>	「2:有り」を「2:」に変更し、「3:」を新設する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型
	・強度行動障害加算 体制整備の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し 2:有り <u>児童発達支援以外の場合、以下の値を設定する。</u> 1:無し 2: 3:	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(6/6)

から作祀			なコード値	│ - 備考	
メリ 家 1月 ギ収	以日 石	令和6年3月以前	令和6年4月以降	1佣 专	
障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報 (サービス情報)	·専門的支援加算の 有無	1:無し 2:理学療法士等 3:児童指導員 「3:児童指導員」は児童 発達支援の場合、設定可 能	1:無し <u>2:有り</u>	「2:理学療法士等」を「2:有り」に変更し、「3: 児童指導員」を廃止する。 以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	
	· 小規模グループケ ア加算の有無	1:無し 2:本体報酬又は同一敷地 内で行う 3:サテライト() 「3:サテライト」は障害児 入所支援の場合、設定可 能	01:無し 04: 05: 06: (9~10人) 07: · 08: · (9~10人) 09: · (9~10人) 10: · · (9~10人)	「02:有り」、「03:サテライト」を廃止し、新たなコード値を新設する。 以下のサービスが対象。 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動/訂正連絡票 情報(サービス情報)	·行動障害支援体制 加算の有無 ·要医療児者支援体 制加算の有無 ·精神障害者支援体 制加算の有無 ·主任相談支援専門 員配置加算の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し <u>2:</u> <u>3:</u>	「2:有り」を「2:」に変更し、「3:」を新設する。 以下のサービスが対象。 ·計画相談支援 ·障害児相談支援	

令和6年4月より対象サービスが追加となる項目一覧(1/2)

计会性机	话口夕	設定可能なコード値		/## 	
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	・人員配置体制加算 の有無	設定不可	1:無し <u>2:7.5:1</u> <u>3:12:1</u> <u>4:20:1</u> <u>5:30:1</u>	以下のサービスを対象に追加。 <u>· 共同生活援助</u>	
	·指定管理者制度適 用区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスを対象に追加。 <u>・重度包括</u> 「5.障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて」No.4	
	·居住支援連携体制 加算区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスを対象に追加。 <u>·共同生活援助</u>	
	・ピアサポート体制 加算の有無 就労継続支援 B 型、共同生活援助、 自立訓練(機能訓練)及び自立訓練 (生活訓練)の場合、「ピアサポート実読み 「ピアサポートと読み 替えて使用する。	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 ・共同生活援助 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) 共同生活援助、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の場合、異動年月日の年月が令和6年3月以前の場合、"0"または"NULL"を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。	

令和6年4月より対象サービスが追加となる項目一覧(2/2)

か 会 棒 起	百日夕	設定可能なコード値		備考
対象情報 	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	佣气
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	福祉·介護職員処遇 改善加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 <u>・自立生活援助</u>
	福祉・介護職員処遇 改善加算キャリアパ ス区分	設定不可	1: (キャリアパス要件(又は)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5: (キャリアパス要件(及び)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6: (キャリアパス要件(及び 及び)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	· <u>·就労定着支援</u>
	福祉·介護職員等特 定処遇改善加算の 有無	設定不可	1:無し 2:有り	
	福祉·介護職員等 ベースアップ等支援 加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	
	福祉·介護職員等特 定処遇改善加算区 分	設定不可	1: 2:	以下のサービスを対象に追加。 <u>・自立生活援助</u>
障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	·自己評価結果等未 公表減算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 <u>・保育所等訪問支援</u>
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	· 強度行動障害加算 体制整備の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 <u>·保育所等訪問支援</u> <u>·居宅訪問型児童発達支援</u>

(4)項目の廃止について

令和6年度報酬改定等において、加算等の算定要件の見直しまたは廃止等により、事業所異動/訂正連絡票情報について、<u>項目を廃止</u>する。

対象項目については、「令和6年4月より廃止される項目一覧」を参照。

令和6年4月より廃止される項目一覧(1/2)

₩A.⊭±D	15 D &	設定可能	なコード値	/##
対象情報	項目名	令和6年3月以前	令和6年4月以降	備考
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	障害児施設区分 応理担当職員配置	01 知的障害の場合 02 自閉症の場合 03 盲の場合 04 ろうあの場合 05 肢体不自由の場合	設定不可設定不可設定不可	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所 経過的サービスの終了に伴い、異動年 月日の年月が令和6年4月以降の場合、値
	加算の有無	2: 3:		を設定しない。
	小規模グループケア 加算の有無	1:無し 2:本体報酬又は同一敷地 内で行う 3:サテライト	設定不可	
	児童指導員等加配 加算の有無	1:無し 2:専門職員(理学療法士 等) 3:児童指導員等	設定不可	

令和6年4月より廃止される項目一覧(2/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
メリ 多く 1月 千収	以日 石	令和6年3月以前	令和6年4月以降	1佣で
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	看護職員配置加算 の有無	1:無し 2: 3:	設定不可	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所 経過的サービスの終了に伴い、異動年 月日の年月が令和6年4月以降の場合、値 を設定しない。
障害児施設異動/訂正連絡票 情報(サービス情報)	特別支援加算の有 無	<u>1:無し</u> <u>2:有リ</u>	設定不可	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	提供時間区分(旧: 障害児状態等区分)	1:非該当 2:区分1 3:区分2	設定不可	以下のサービスが対象。 ·放課後等デイサービス

2 - 2.地域区分の見直しについて

このページは空白です。

2 - 2.地域区分の見直しについて

【概要】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置(平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの)を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める(令和8年度末までの適用)。

「地域区分の見直しについて」は、次頁以降を参照。

(令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料より抜粋)

【システムへの影響・対応】

令和6年度より地域区分が変更となる市町村に所在する事業所については、地域区分に対応した単位数単価で請求を行う必要がある。

また、都道府県においては、当該事業所の事業所台帳情報(サービス情報)の地域区分コードの変更が必要となるため、「事業所異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。

都道府県は、国保連合会において的確に一次審査がなされるよう、「事業所異動 / 訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

障害児支援の場合、「事業所異動/訂正連絡票情報」は「障害児施設異動/訂正連絡票情報」に置き換える

別紙3

〇 令和6~8年度における地域区分の適用地域(障害者サービス)

		見直し後の障害者の地域区分							
<u> </u>		1級地 (20%) F音組 特別区	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
(l級地 18%)								
	2級地		東京都 町田市、狛江市、多摩市 神奈川県 横浜市、川崎市 大阪府 大阪市						
	8級地		東京都 調布市	東京都 八王子市、武徽野市、三徽市、青梅市、府中 市、少泰井市、小平市、野市、東中市、野市、東山 田分寺市、開立市、楊生市、清瀬市、東久留 米市、楊城市、西東京市 愛知県 会古屋市 大阪府 守口市、大東市、門真市 月連市 月連市 月連市	平萬県 印画市 大阪府 四條城市				
	+級地 10%)			愛知県 刈谷市、豊田市	京城區 中久市 城市區 然格市,夏本市 千葉館 起榜市,夏本市,其大和市 许多川県 相模原市,第文市。 近千市,海老名市 特急川県 相模原市,第次市。 近千市,海老名市 大阪庁 中、西市、农田市、安康市,夜夔川 市,其高市 科戸市。 西京市、宝塚市	千葉६ 袖ケ連市			
	5級地 696)					京城県			
現行の障害者の地域区分	·級地 396)				神森川泉 三浦市	製鐵廠 龍字傳作 檢查展 川口湾、都地片,严田市、八瀬市 特別用版 发达的 美知版 知之意。 思明市 京都府 美國安市	知城區 如何市。英雄的 新大龍 中部京市、野大町 村田 田田 田		
	碳 維 (3%)					東城県 かすみが分市	福周集 太等亦亦、糸集布、郡河川市、始陵町	いち、小果玉布、大海外、黒海村、阿月町、河中町、八千代町、五田川、地町 本版 表現 表現 表現 自然 自然 自然 (山田 東西市、田田市、田田市、大田市、大田市、長州町、美田市 新版市、伊勢城市、大田市、田田市、田田市、田田市、田田市、田田市 東京 北京 (東京 山田 東京 大田市 東京 大田市 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	收益品、 机研究、至松时 溢发品 多复数
	Fの他 (0%)							類馬鹿 植東北 克爾町 神奈印刷 南延野市 山梨園 南延野市 山梨園 祖政市 鬼寶屬 近江八埔市,电正町 広島県 西 福賀島 西賀市	全ての都道府集1級地から7級地以外の地域

〇 令和6~8年度における地域区分の適用地域(障害児サービス)

							直し後の間	rin ままま は ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま			
	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (1296)		5級地 (10%)		6級地 (6%)		7級地 (3%)	その他 (0%)
1級地 (20%)	東京都 特別区	X									
2級地 (16%)		東京都 町田市、独江市、多摩市 神奈川県 横浜市、川崎市 大阪府 大阪市		千葉県 袖ケ浦市、印西市							
3級地(15%)		東京都 談布市	干菜菜、灰田市 菜菜都、八工作、菜菜种、三维市、青柚市、府中市、小金井市、小本井、小工作、四季节、菜村山市、 菜木、酱油、西菜、香木、菜、菜 拌牛、酱油、西菜菜市 拌油、香油、西菜菜市 茶油、香油、西菜菜市 茶油、香油、西菜菜市 茶油、香油、西菜菜市 茶油、香油、西菜菜市 茶油、香油、西菜菜市 河口市、大菜市、門菜市 西市、芦油市、菜店、菜店								
4級地 (12%)				深域處 4-2.計 增工級 解而,法木市 千葉處 熱情而,沒也對布 不等處 熱情而,沒也對布 神緣別線 把稿件,沒大和市 神緣別線 把稿件,沒大和市 神緣別線 如相市,或相市,或是一所,若老名市 市,冥丽市 种戶市	NI	派 巴山市 八千代市					
5級地(10%)				种意州島 镜道复告	受滋京大 兵広福 県県府府 県県県	次戶的,且沒市、土場市、股份商、原平市、〇亿市、守省市 前級市、北土州市、北州市、日本市 市川市、北岸市、市场市、日本市 市川市、北州市、市场市、日本市 市川市、東州市、下州市、大和市、伊州市市、温岡市、梭湖市、市 川市、安川市、大湖市、大湖市、伊州市市、福岡市、梭湖市、市 川市、安川市 大湖市、海市市 大湖市、海市市 市場市、北州市、大田市、松田市、高石市、東大阪市、 大湖市、西市市 市場市、北州市、土田市 田市、日本市 田市、日本市					
現行の理客元の地域区分				神奈川県 三湖市	使 型 型 流 系 都 解 概 所		宫茨枥群埼 干束神長峽静愛 三滋京大 兵奈和福城城木馬玉 莱京奈野阜岡知 重質都版 库良歌园県県県県県県 県都川県県県県 県県府府 県県山県県	中指数点、原末的 高级、用工作。所述的、整理的、知识的、自日然的、提出的、现在的、混集的、技术的、经 现在,任何的、所述的、操制的、人类的、之本的、三部的、适田的、设产的、等于价、整个条约、 到的、原则的、风景的、电影、大学、大学、大学、大学、 对面的、风景的、电影、大学、大学、大学、 有效的、大学、大学、大学、大学、 成功的、发生、 成功的、成功的、 成功的、 成功的、 成为的。 成为的。		下野市大和高田市	
7編結(3%)					次報應	かすみが36市	干爱京福 《乘府乘	被情形。大山崎等,公房山町 那河川市	北茨 栃群埼干神新富石福山長岐静 甇 三滋兵奈 网広山德香福長海城 木馬玉葉奈潟山川井梨野阜岡 知 重質庫良 山島口島川岡崎道県 泉泉県県川県県県県県県県県 県 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	4.機能 ・ 一般を表現。 東部市、至原市、公司の いたらなか市、原河市、現南市、後東市、総敷市、つばからい市、大 が成本、成田市、日本市、小田田、、東田市、大田原市、公内市、王東市 新港市、東西市、日本市、小田田、、東田市、大田原市、公内市、王東市 新港市、東西市、日本市、大田原、法田市、大田原市、日東市 新港市、海市、日本市、大田原、法田市、西東市 東西市、海市、田田、 田田、 田田、 田田、 田田、 田田 田 田田、 田田、 田田、 田田、 田田 田 田田、 田田	
その他((0%)							千葉県 神奈川県		茨群神山静愛滋兵広福城馬奈梨岡知賀庫島岡県県県県県県県県県県県県県	東集件 編集件、高回町 南反映的 南西町 福野市、西南町、清水町、長泉町 近江八州町、竜王町 高砂市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市 西市	全ての都選所獲1級地から7級地以外の地域

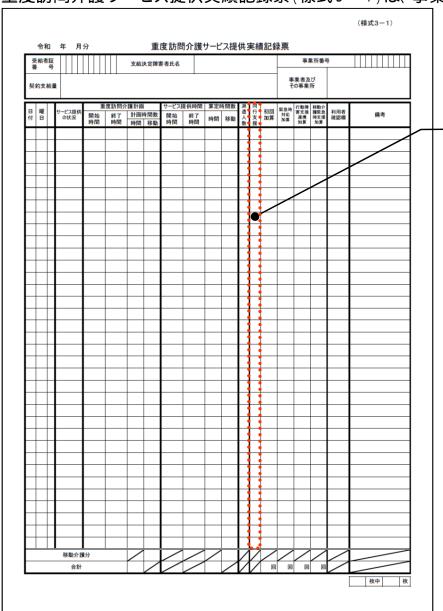
このページは空白です。

このページは空白です。

令和6年度報酬改定等に伴い、請求様式の一部変更を行う。

重度訪問介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

重度訪問介護サービス提供実績記録票(様式3-1)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

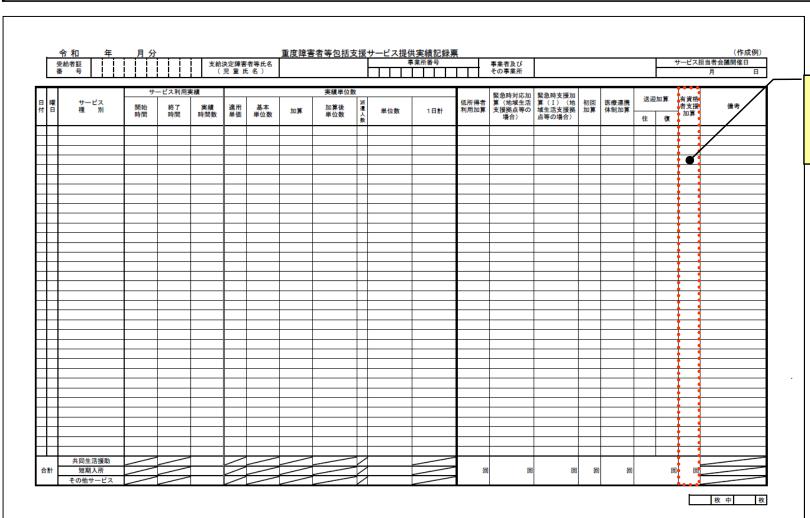
「同行支援」欄の設定値を変更。

熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合 (障害支援区分6の利用者を支援した場合)、「1」を記載する。 熟練ヘルパーが同行してサービス提供を行った場合 (重度障害者等包括支援の対象者を支援した場合)、「2」を記載する。

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票の記載における変更点

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票(様式4)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

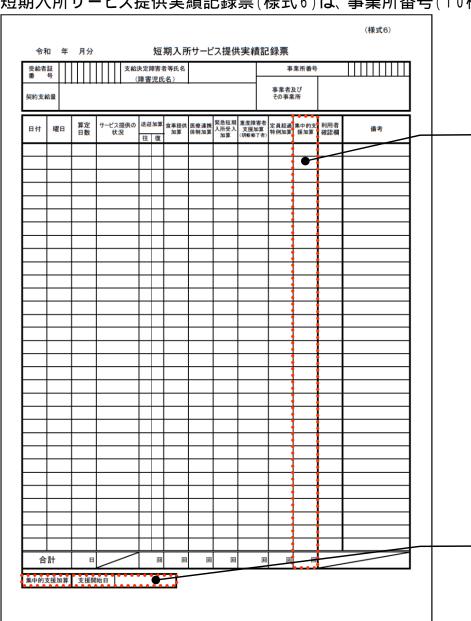


「有資格者支援加算」欄を追加。 有資格者支援加算を算定する場合、 「1」を記載する。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護のみ対象

短期入所サービス提供実績記録票の記載における変更点

短期入所サービス提供実績記録票(様式6)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「集中的支援加算」欄を追加。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

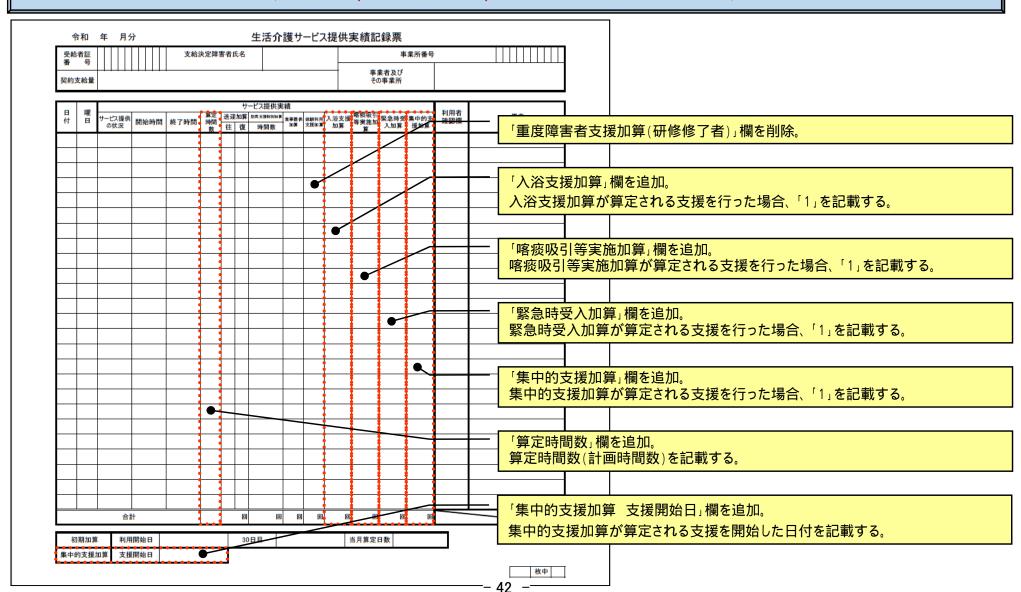
集中的支援加算()()いずれも算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。 集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

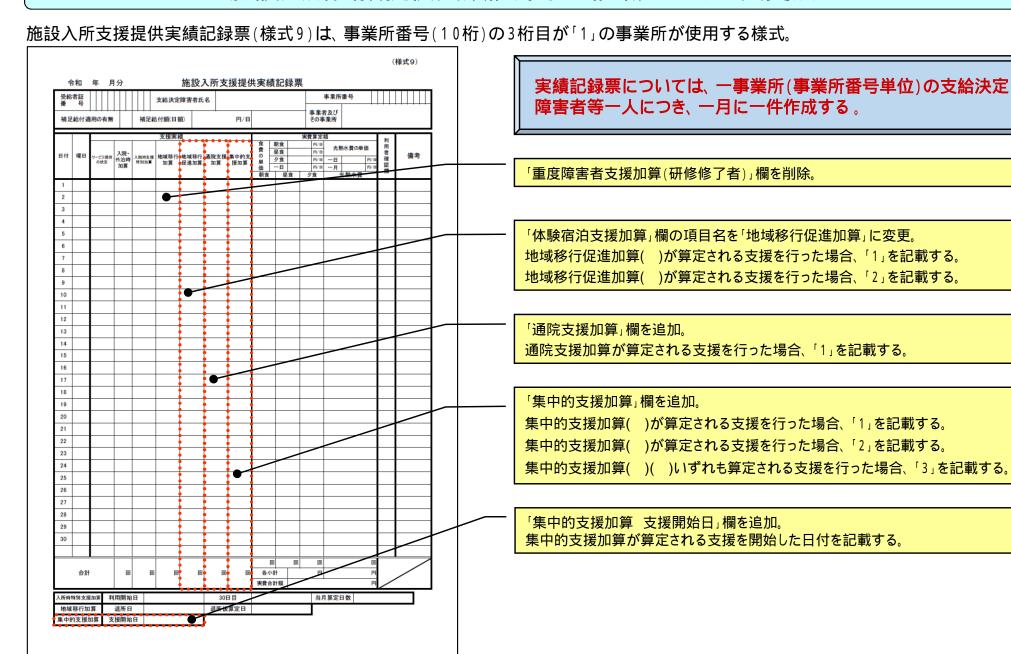
生活介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

生活介護サービス提供実績記録票(様式7)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

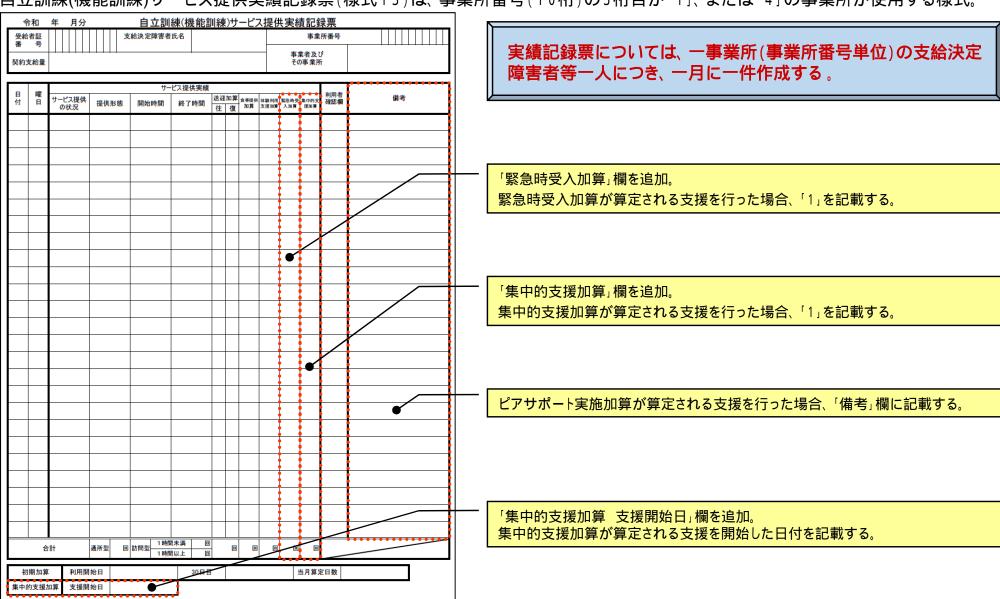


施設入所支援提供実績記録票の記載における変更点



自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票の記載における変更点

自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票(様式13)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

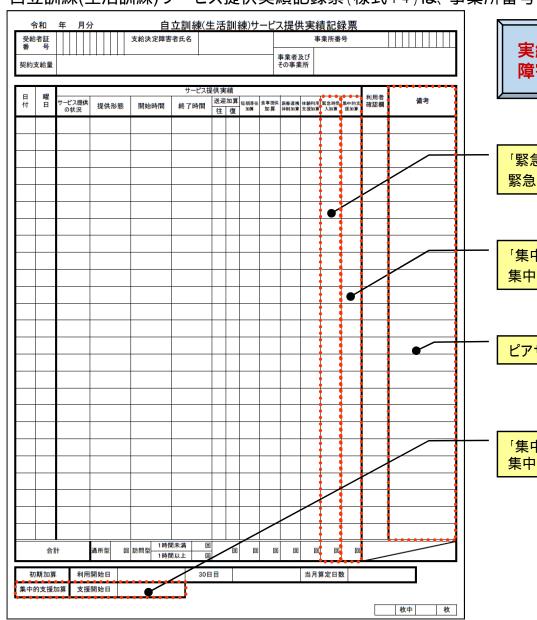


枚中

枚

自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票の記載における変更点

自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票(様式14)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定 障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「緊急時受入加算」欄を追加。

緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。

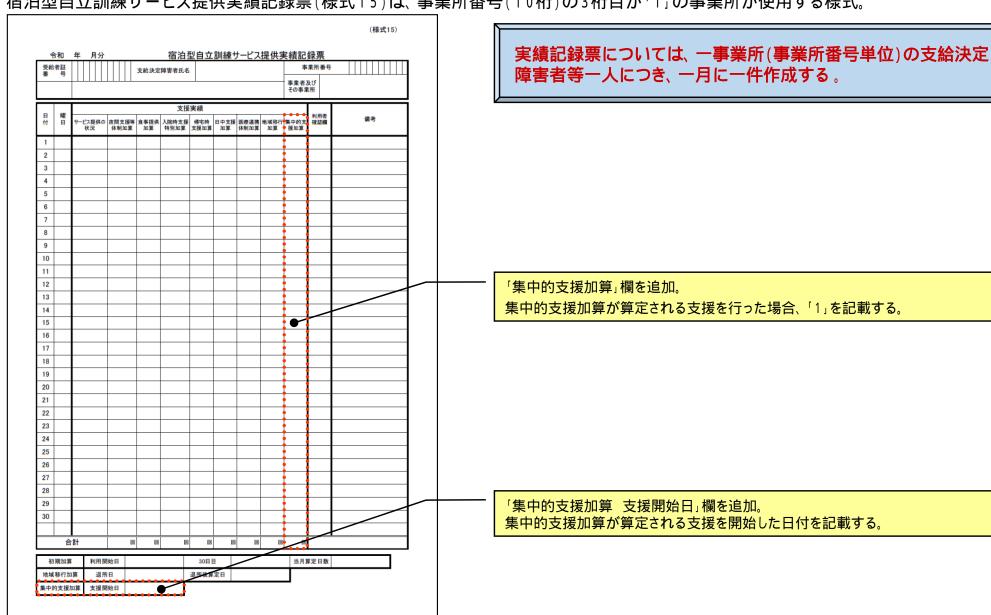
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

ピアサポート実施加算が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。 集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

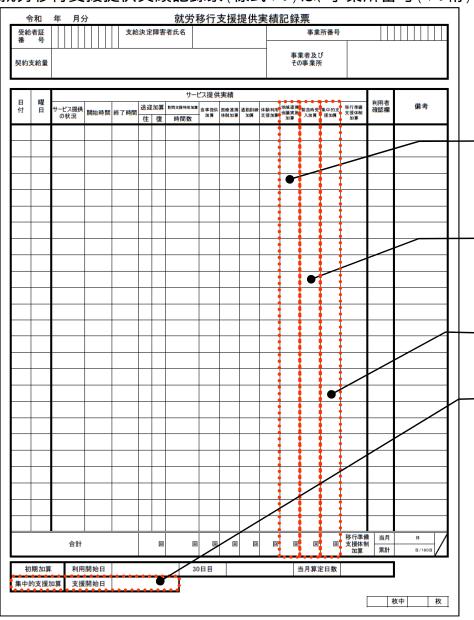
宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票の記載における変更点

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票(様式15)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。



就労移行支援提供実績記録票の記載における変更点

就労移行支援提供実績記録票(様式16)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「支援計画会議実施加算」欄の項目名を「地域連携会議実施加算」に変更。 地域連携会議実施加算()を算定する場合、「1」を記載する。 地域連携会議実施加算()を算定する場合、「2」を記載する。

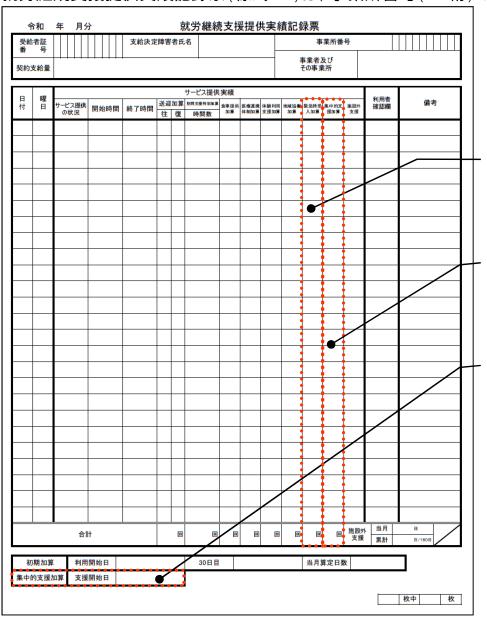
「緊急時受入加算」欄を追加。 緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。 集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。 集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

就労継続支援提供実績記録票の記載における変更点

就労継続支援提供実績記録票(様式17)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「緊急時受入加算」欄を追加。

緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

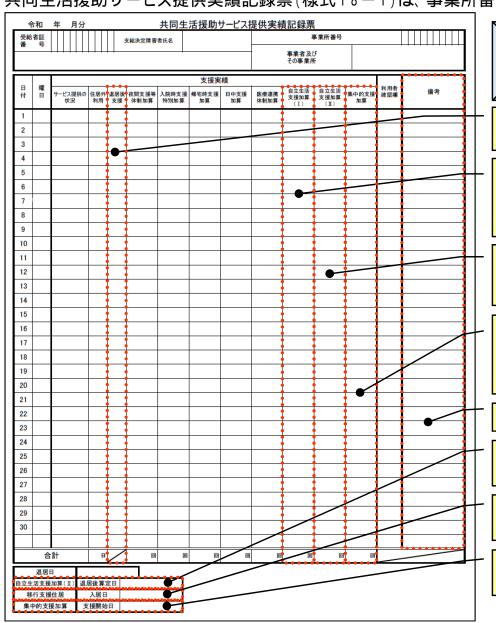
「集中的支援加算」欄を追加。

集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。 集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)の記載における変更点

共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「2」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「退居後支援」欄を追加。

退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービスを提供した場合、「1」を記載する。

「自立生活支援加算()」欄を追加。

自立生活支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

自立生活支援加算()(居住支援法人と共同し、協議会等への課題報告を行った場合)が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

「自立生活支援加算」欄の項目名を「自立生活支援加算()」欄に変更。

入居中において、自立生活支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。 入居中に2回を限度とする。

「集中的支援加算」欄を追加。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

集中的支援加算()()いずれも算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

ピアサポート実施加算が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

「自立生活支援加算 退居後算定日」欄の項目名を「自立生活支援加算() 退居後算定日」に変更。

「移行支援住居 入居日」欄を追加。

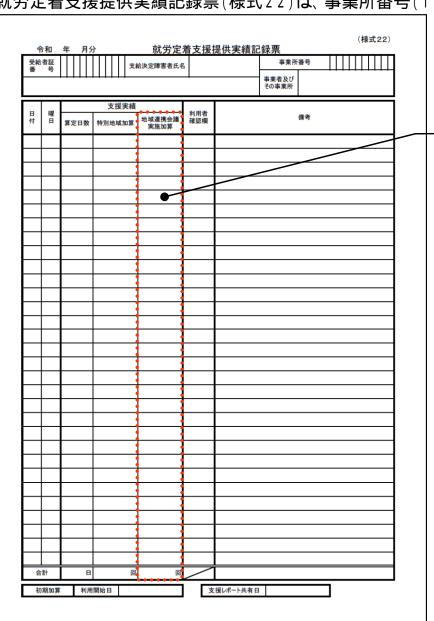
支給決定障害者が移行支援住居に入居した日付を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。

集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

就労定着支援提供実績記録票の記載における留意点

就労定着支援提供実績記録票(様式22)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

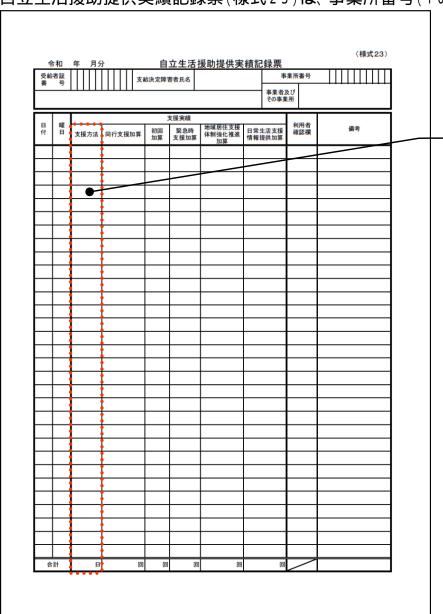


実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「定着支援連携促進加算」欄の項目名を「地域連携会議実施加算」に変更。 地域連携会議実施加算()を算定する場合、「1」を記載する。 地域連携会議実施加算()を算定する場合、「2」を記載する。

自立生活援助提供実績記録票の記載における留意点

自立生活援助提供実績記録票(様式23)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。



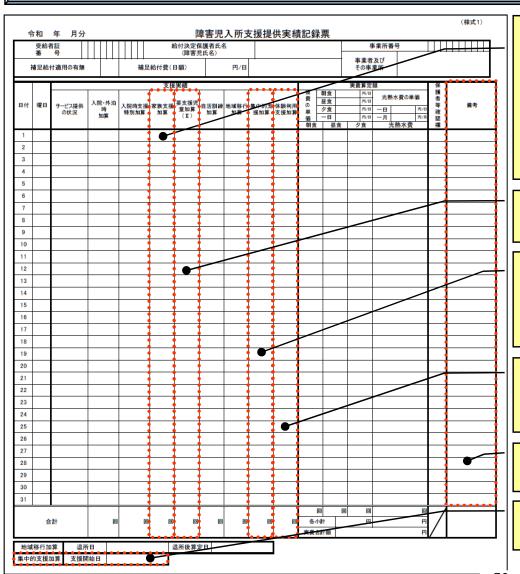
実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「算定日数」欄の項目名「支援方法」に変更。 居宅への訪問による支援を実施した場合は、「支援方法」欄に「1」を記載する。 テレビ電話等を活用して支援をした場合は、「支援方法」欄に「2」を記載する。

障害児入所支援提供実績記録票の記載における変更点

障害児入所支援提供実績記録票(様式1)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。



「家族支援加算」欄を追加。

家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

家族支援加算()口が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

家族支援加算()八が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

家族支援加算()ニが算定される支援を行った場合、「4」を記載する。

家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。

家族支援加算()口が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「要支援児童加算()」欄を追加。

要支援児童加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

集中的支援加算()()いずれも算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

「体験利用支援加算」欄を追加。

体験利用支援加算()が算定される支援を行った日に、「1」を記載する。

体験利用支援加算()が算定される支援を行った日に、「2」を記載する。

家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。

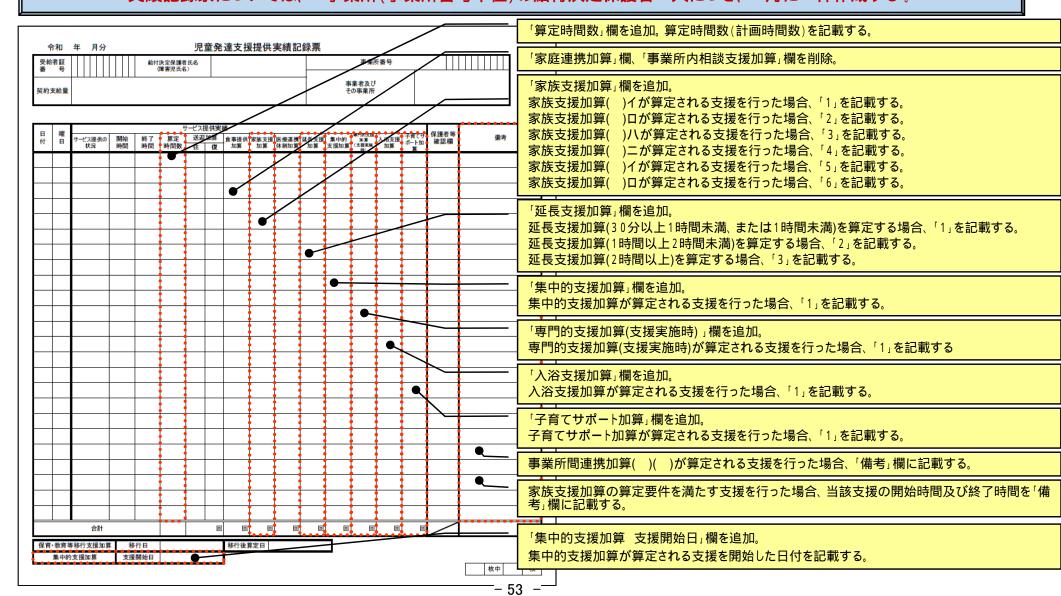
「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。

集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

児童発達支援提供実績記録票の記載における変更点

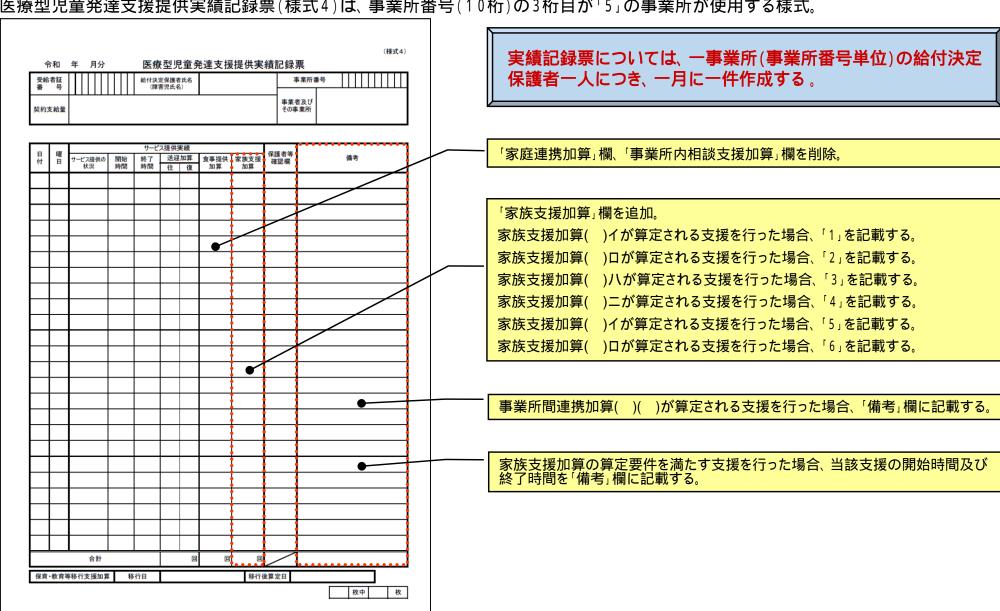
児童発達支援提供実績記録票(様式3)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」、または「8」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。



医療型児童発達支援提供実績記録票の記載における変更点

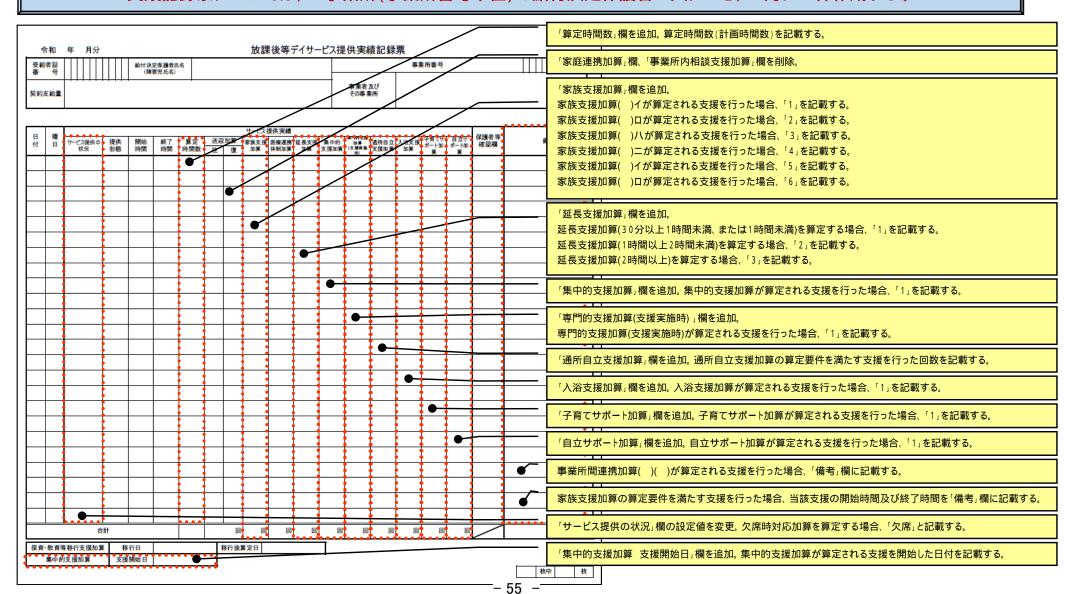
医療型児童発達支援提供実績記録票(様式4)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。



放課後等デイサービス提供実績記録票の記載における変更点

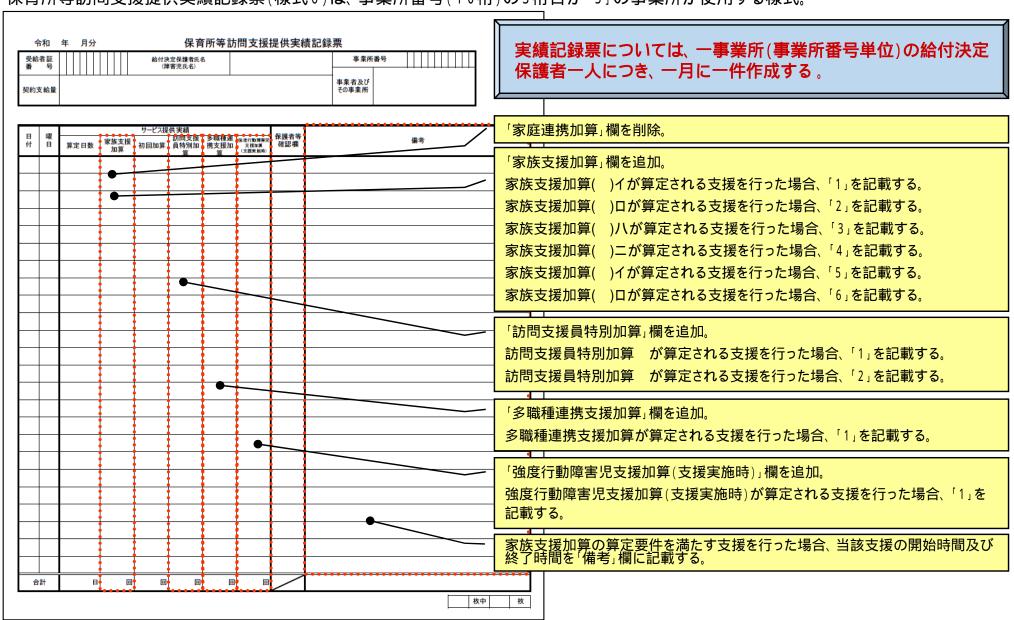
放課後等デイサービス提供実績記録票(様式5)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」、または「8」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。



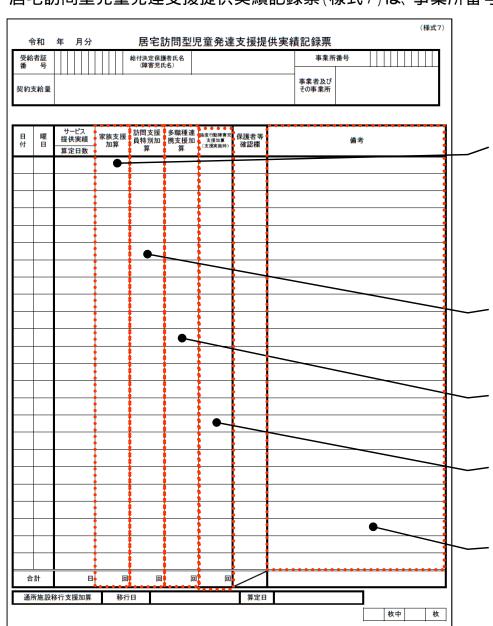
保育所等訪問支援提供実績記録票の記載における変更点

保育所等訪問支援提供実績記録票(様式6)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。



居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の記載における留意点

居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票(様式7)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。



実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

「家族支援加算」欄を追加。

家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。 家族支援加算()口が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。 家族支援加算()八が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。 家族支援加算()二が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。 家族支援加算()口が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「訪問支援員特別加算」欄を追加。

訪問支援員特別加算 が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。 訪問支援員特別加算 が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

「多職種連携支援加算」欄を追加。

多職種連携支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「強度行動障害児支援加算(支援実施時)」欄を追加。

強度行動障害児支援加算(支援実施時)が算定される支援を行った場合、「1」を 記載する。

家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。

このページは空白です。

このページは空白です。

常勤看護職員等配置加算

概要

利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。

対象サービス

生活介護

算定構造

	(一)定員5人以下	(1日につき32単位を加算)	
	(二)定員6人以上10人以下	(1日につき30単位を加算)	
	(三)定員11人以上20人以下	(1日につき28単位を加算)	
	(四)定員21人以上30人以下	(1日につき24単位を加算)	
常勤看護職員等配置	(五)定員31人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)	看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算
加算	(六)定員41人以上50人以下	(1日につき15単位を加算)	自改物員が出直入奴と木じた中位奴と加井
	(七)定員51人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)	
	(八)定員61人以上70人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(九)定員7人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)	
	(十)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	

【例】

生活介護事業所(定員21人以上30人以下)であって、常勤換算方法で算定した看護職員を4名として届け出ており、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者に対して「常勤看護職員等配置加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名		設定位	直							
常勤看護職員等配置加算の有無		2:有!)							
常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算	質員数)	4								
請求明細書				24	単位× <u>4</u> 人					
サービス内容	サート	ごスコード	単位	数	回数	サービス単位数	[
生介常勤看護職員等配置加算 (四)	22	2XXX1		96	10		960			

地域移行支援体制加算

概要

前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

対象サービス

施設入所支援

算定構造



前年度に施設から地域移行した者が1人以上いる指定障害者支援施設等 において、1日につき所定単位数を定員の減少数を乗じて得た単位数を加 算する。

【例】

前年度に当該事業所から退所し、地域生活が6月以上継続している者が5人いる施設入所支援事業所(定員40人以下)であって、利用定員を3人減少させたものとして届け出ており、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者(区分5)に対して「地域移行支援体制加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名	設定値			
地域移行支援体制加算の有無	2:有り			
地域移行支援体制(定員減少数)	3			
請求明細書		13	単位× <mark>3</mark> 人	
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
施入地域移行支援体制加算 イ(2)	32XXX1	39	10	390

夜間看護体制加算(1/2)

概要

夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。<u>生</u> 活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配 置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

対象サービス

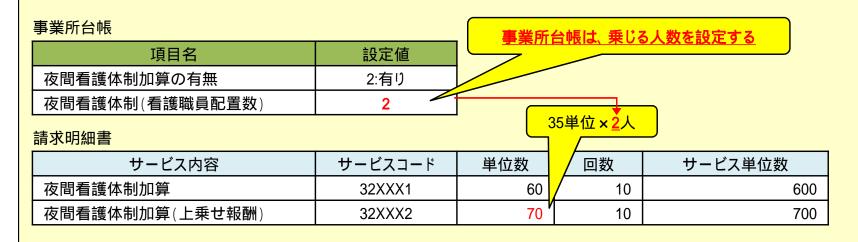
施設入所支援

算定構造

		_	
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)	注	主 看護職員をさらに配置した場合に、1日につき35単位に看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算

【例】

生活支援員に代えて3人の看護職員を配置している施設入所支援事業所において、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者に対して「夜間看護体制加算」を請求する場合



夜間看護体制加算(2/2)

【例 】

生活支援員に代えて1人の看護職員を配置している施設入所支援事業所において、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者に対して「夜間看護体制加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名	設定値
夜間看護体制加算の有無	2:有り
夜間看護体制(看護職員配置数)	0(未設定)

看護職員1に加えて配置した人数がいないため上乗せなし

請求明細書

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
夜間看護体制加算	32XXX1	60	10	600

このページは空白です。

(1)減算単独のサービスコードとする減算報酬について

令和6年度報酬改定等に伴い、令和6年4月に減算単独のサービスコードとして定義する減算報酬は以下のとおり。 減算単独のサービスコードとする減算報酬について

減算報酬	対象サービス
身体拘束廃止未実施減算	【10%減算】 療養介護、施設入所支援(障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設 【1%減算】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 令和6年3月以前(現行報酬)の場合は、1日につき5単位を減算。
虐待防止措置未実施減算	全サービス
業務継続計画未策定減算	【3%減算】 療養介護、施設入所支援(障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設 【1%減算】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 以下のサービスは令和7年4月から減算 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
情報公表未報告減算	【10%減算】 療養介護、施設入所支援 (障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設 【5%減算】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
支援体制構築未実施減算	就労定着支援

(2)請求明細書の記載例(案)

<u>障害者支援施設が行う生活介護</u>の事業所において「身体拘束廃止未実施減算」を算定する場合の記載例

	サービス内容				サ-	-ビ	スコ	- ド			単位	立数			回数	ζ	サ	- L	え単	单位数	数	摘要
	生活介護			2	2	Χ	Χ	Χ	1		4	0	9		1	0		4	0	9	0	
	生介身体拘束廃止未実施減算	算(施	5段)	2	2	Χ	Χ	Χ	2	-	4	0	9			1		-	4	0	9	
	生介初期加算			2	2	5	0	5	0			3	0		1	0			3	0	0	
	生介処遇改善加算			2	2	6	6	0	6		1	0	J			1			1	0	0	
給付費明細			一か	月分記載					 数 ;	t「1」 する		,載										
細欄 「身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う生活介護)」の対策を報酬のサービス単位数に、当該減算の減算率(10%)を乗じて求め点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。 4,090 × (-0.1) = -409単位															章の減算率(10%)を乗じて求めた値(小数							
														Г	П	П	П	П	┪		T	
											<u> </u>											
	サービス種類コード 2 2																					
	サービス利用日数 1 0 日 日													日						日		
	給付単位数			4	0	8	1															4 0 8 1
	単位数単価	1	0	0	0	円/.	単位					円/.	単位					円/힄	単位			円/単位
	総費用額		4	0	8	1	0															4 0 8 1 0

(2)請求明細書の記載例(案)

居宅介護の事業所において「同一建物減算」及び「虐待防止措置未実施減算」を算定する場合の記載例

	サービス内容				サ-	ービ	スコ	ード			単位	立数		[回数	Į	サ	· – Ł	ごス単	位	数	摘要
	身体日3.0			1	1	1	1	3	1		8	3	7		1	0		8	3	7	0	
	居介同一建物減算	Ī1		1	1	Z	0	1	1	-	8	3	7			1		-	8	3	7	
	居介虐待防止措置未実	施洞	算	1	1	Х	Х	Χ	1		-	7	5			1			-	7	5	
	居介初回加算			1	1	6	0	2	0		2	0	0			1			2	0	0	
給 付																						
費																						
明																						
細欄										Π.	「身体 ビ	ト拘ラ ス 単イ	「廃」 か数	上未り の合う	実施活	減算 当	(障割 該減	害者: 質の	支援 減算	施設 塞(が行 1%)	fう生活介護)」の対象となるサーデーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
IIM				下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。 (8,370 + (-837)) × (-0.01)= -75単位																		
											(8,	370	+(-8	37))	× (-	-0.0	1)=-	75隼	型位			
															_							
	l																					
	サービス種類コード	1	1																			∆÷↓
	サービス利用日数	0	日															日合計				
	給付単位数			7	6	5	8															7 6 5 8
	単位数単価	1	0	0	0	円/	単位					円/.	単位					円/	単位			円/単位
	総費用額		7	6	5	8	0															7 6 5 8 0

(2)請求明細書の記載例(案)

<u>障害者支援施設以外が行う自立訓練(機能訓練)</u>の事業所において「業務継続計画未策定減算」及び「特別地域加算」を 算定する場合の記載例

	サービス内容		サ-	- ビ	スコ	ード			単位	边数			回数	Ţ	サ	. <u> </u>	えず	单位	数	摘要
	機能訓練 2	4	1	1	1	1	1		7	3	2		1	0		7	3	2	0	
	機能訓練 2	4	1	1	2	2	1		6	0	6		1	0		6	0	6	0	
	機能訓練業務継続計画未策定減算(機能訓練)(施設外)	4	1	Χ	Χ	Χ	1		-	7	3			1			ı	7	3	
	機能訓練業務継続計画未策定減算(機能訓練)(施設外)	4	1	Χ	Χ	Χ	2		-	6	1			1			-	6	1	
給付	機能訓練初期加算	4	1	5	0	5				3	0		2	0			6	0	0	
費	機能訓練特地加算	4	1	6	0				9	0	0			1			9	0	0	
明細																				
欄	「業務継続計画未策定減算(障害機能訓練))」の対象となる基本報当該減算の減算率(1%)を乗じてをマイナス記号付きで記載する。応じた減算コードがあるため、それ7,320×(-0.01)=-73単位6,060×(-0.01)=-61単位	酬の 求め 機能)サ-)た値 訓練	- ビス 重(小 [は、	《単位数点 算定	位数(の合	計に、 舍五 <i>入</i>	()			る 求 と	サー めた なる	ビス. 値(! 基本:	単位 小数, 報酬	数の 点以 に機	合計 下四 能訓	∤に、 捨五 練サ	特別 [入): トーヒ	なる機能訓練サービス費()に係 地域加算の加算率(15%)を乗じてを記載する。(特別地域加算の対象 近次費()は含まれないため)

サービス種類コード	4	1																		合	≐∔		
サービス利用日数	2	0	日					日				日			日						āΙ		
給付単位数		1	4	7	4	6													1	4	7	4	6
単位数単価	1	0	0	0	円/	単位			円/년	単位			円/単位			円/単	单位	/					$\overline{/}$
総費用額	1	4	7	4	6	0												1	4	7	4	6	0

2-5.減算報酬の請求明細書記載例について

(2)請求明細書の記載例(案)

就労定着支援の事業所において「虐待防止措置未実施減算」、「情報公表未報告減算」及び「支援体制構築未実施減算」 を算定する場合の記載例

	サービス内容				サービスコード						単位数				回数			サービス単位数			数	摘要
	就労定着1				7	1	1	1	1	3	5	1	2			1		3	5	1	2	
	就労定着支援体制構築未実施減算				7	Χ	Χ	Χ	1	-	3	5	1			1		-	3	5	1	
給 付	就労定着虐待防止措置未穿	実施	減算	4	7	Χ	Χ	Χ	2		-	3	2			1			-	3	2	
	就労定着情報公表未報告減算			4	7	Χ	Χ	Χ	3	-	1	5	6			1		-	1	5	6	
	就労定着特地加算			4	7	6	0	1	5		2	4	0			1			2	4	0	
費																						
明細																						
欄												・「支援体制構築未実施減算」の対象となる基本報酬のサービス単位数に、 ・										
												当該減算の減算率(10%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイ ナス記号付きで記載する。										
												3,512×(-0.1)= -351単位										
												・「虐待防止措置未実施減算」の対象となるサービス単位数の合計に、当該 減算の減算率(1%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記 号付きで記載する。										
											(3,512+(-351)) × (-0.01)= -32単位											
	サービス種類コード	これを持つ一ド 4 7											・「情報公表未報告減算」の対象となるサービス単位数の合計に、当該減算									
	サービス利用日数	1	0	日								の減算率(5%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付 きで記載する。									以下四捨五入)をマイナス記号付 	
	給付単位数			3	2	1	3			Н		(3,512+(-351)+(-32)) × (-0.05)= -156単位 円/甲位 円/甲位 円/甲位								6単位 1 3		
		1	0			<u> </u>	単位			_												
	単位数単価	7	3	0	0															 		
	総費用額	2	1	3	0															3 2 1 3 0		

3. 国保連合会における一次審査対応について

3-1.令和6年度報酬改定等に係る国保連合会の一次審査の対応について

3-1.令和6年度報酬改定等に係る国保連合会の一次審査の対応について

報酬改定等のシステム対応については、対応範囲が大規模になること、また、報酬改定が2段階(4月、6月)で行われること、さらには令和6年能登半島地震における災害の概算請求対応、処遇改善支援事業のシステム対応等、報酬改定等以外の案件が同時期に重なり、システム開発が逼迫したため、施行時の安定的なシステム稼働を考慮する観点から、障害者自立支援給付支払等システムの一次審査で実施する報酬改定にかかるチェックについては、段階的に対応を進める。

報酬改定等対応に係る一次審査のチェック内容を以下に示す。

システムが対応するまでの間においても、市町村等で実施する二次審査において適切に確認いただきたい。

【報酬改定として対応する主な一次審査チェックの範囲】

令和6年5月審査における一次審査チェック追加内容

【受付・資格審査】

サービス提供実績記録票

・インタフェース全項目に対する項目属性チェック(数値・日付・全角・コード値)

請求明細書/計画相談支援給付費請求書等

・事業所台帳 / 受給者台帳に関する算定要件チェック

報酬改定に伴う要件の変更等に際し、現行本運用においてチェックしている内容について、報酬告示に記載される一部内容を充足。 報酬間の回数チェック及び併給チェックについては、以下のサービスを除いて実施。 (短期入所・児童発達支援・放課後等デイ)

【支給量審査】報酬改定に伴う要件の変更等に際し、以下のチェックを実施。

・実績記録票と請求明細書の回数チェック 報酬改定により追加された実績記録票の加算欄は除く

令和6年7月審査(処遇改善加算一本化対応審査強化)における一次審査チェック追加内容

【受付・資格審査】

請求明細書/計画相談支援給付費請求書等

処遇改善加算の一本化に伴い、以下のチェックを実施。

- ・単位数チェック
- ・事業所台帳に関する算定要件チェック

報酬改定に伴う要件の変更等に際し、以下のチェックを実施。

・減算単位数チェック(請求明細書)

令和6年11月審査(報酬改定対応審査強化)における一次審査チェック追加内容(予定)

【受付・資格審査】

サービス提供実績記録票

・明細行と合計値の整合性チェック

請求明細書/計画相談支援給付費請求書等

- ・減算単位数チェック(計画相談支援給付費請求書等)
- ・新規に創設された報酬に関する報酬間の回数チェック及び併給チェック(報酬告示に記載される内容) 短期入所・共同生活援助・児童発達支援・医療型児童発達・放課後等デイについては、報酬告示に記載されている一部報酬間の回数チェック及び併給チェックも含む

【支給量審査】

・実績記録票と請求明細書の回数チェック 報酬改定により追加された実績記録票の加算欄

3-2.警告からエラーへの移行について

3 - 2. 警告からエラーへの移行について

(1)概要

令和6年度における警告からエラーへの移行については、これまでと同様に周知期間を設けたうえで、実施予定である。

(2)対応スケジュール

「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和6年11月審査分 (令和6年10月サービス提供分)からを予定している。

なお、エラーへの移行を予定しているエラーコードであることが分かるよう、令和6年5月審査分より、エラーメッセージの 文頭に を付与する。

▶ : 障害審査支払等システムへのリリース

時期	対応内容	上期	下期
令和 6年度	警告からエラーに移行	5月 事業所への周知 警告()	11月(予定) エラー

:警告(エラー移行対象)

(3)移行対象エラーコード(案)

移行対象エラーコード(案)については、4月に事務連絡にて周知する予定である。

4. 令和6年度報酬改定等の円滑施行に向けて

4. 令和6年度報酬改定等の円滑施行に向けて

台帳の整備

令和6年度報酬改定等に伴い、事業所の体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に対する異動連絡票情報の提出 等、事業所台帳の整備が必要となる。また、報酬改定による各種加算等の支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の 整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報(障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報)及び市町村等の受給者台帳情報(障害児支援の場合は、障害児支援受給者台帳情報)と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所台帳情報及び受給者台帳情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、令和6年度報酬改定等について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。

各種加算等の届出時期について

通常、4月から加算等の算定を開始する場合は3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、報酬改定等による影響を鑑み、4月中に届出がなされた新規の加算等について、4月からの算定が可能な取扱とする。

具体的な届出日については、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えないが、5月の請求に対する一次審査において、台帳情報の未整備によるエラーが多発し、事業所への支払事務に混乱が生じないよう、各都道府県国保連合会と十分調整の上、設定して頂きたい。

5. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

4. 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備 考
1	令和6年度 報酬改定等	令和6年4月以降、事業所情報のインタフェースが変更されるが、異動年月日の年月が令和6年3月以前の異動 / 訂正連絡票情報についても、令和6年4月以降の新インタフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 異動年月日の年月が令和6年3月以前の異動/訂正連絡票情報 も含め、令和6年4月以降は新インタフェースで提出することとなる。	新規
2	令和6年度 報酬改定等	令和6年4月以降、サービス提供実績記録票情報のインタフェースが変更されるが、サービス提供年月が令和6年3月以前のサービス提供実績記録票情報についても、令和6年4月以降の新インタフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 令和6年3月サービス提供分以前の請求も含め、令和6年4月以降 (障害審査支払等システムにおける令和6年5月受付分以降)は新 インタフェースで提出することとなる。	新規
3	令和6年度 報酬改定等	令和6年4月以降、共同生活援助において、インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等の項目「人員配置区分」の設定値に、基本報酬上にないコード値(03:旧型(4:1以上)~12:旧日中支援型(4:1以上))が存在するが、取扱い如何か。	介護サービス包括型事業所、日中サービス支援型事業所において、人員配置区分の設定が不要になることから、異動情報の提出を省略しても問題ない。ただし新たに届け出を行う場合には、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。また、外部サービス利用型事業所においては、人員配置区分が「01:6:1 以上」「02:10:1 以上」のいずれかになることから、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。ただし、「03:旧型(4:1 以上)」「04:旧型(5:1 以上)」から、「01:6:1 以上」となる場合には介護サービス包括型事業所、日中サービス支援型事業所と同様の取扱いとして差し支えない。	新規
4	令和6年度 報酬改定等	インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等の「指定管理者制度適用区分」について、これまで提出していなかったところだが、令和6年度報酬改定において重度障害者等包括支援が対象サービスに追加されたことから、異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合、「指定管理者制度適用区分」の届出を行う認識で良いか。	お見込みのとおり。 重度障害者等包括支援においても、生活介護等他のサービスと同様に異動情報を障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	新規